



ひと、くらし、
みらいのために
厚生労働省

Ehime Labour Bureau

愛媛労働局

Press Release

愛媛労働局発表
令和8年10月30日

報道関係者 各位

担当

【照会先】

愛媛労働局 労働基準部 監督課
○監督課長 加藤 健太
主任監察監督官 水田 雅彦
電話089(935)5203

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

愛媛労働局（局長 丹羽 啓達^{にわ ひろさと}）では、月間中に、県民への周知・啓発を目的とした「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、愛媛労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問や、過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導、労働基準監督官が労働相談を受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などの取組を実施します。

【取組の概要】

1 県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

【無料でどなたでも参加可。別添リーフレット参照】

日時 11月11日（水）13：30～15：30（受付13：00～）

場所 松山市文京町3番 愛媛大学 南加記念ホール

参加申込 https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_ehime.html

※参加はこちらから



2 過重労働解消キャンペーン

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、愛媛県内の使用者団体や労働組合に対し、愛媛労働局長名による協力要請を行います。

(2) 愛媛労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

長時間労働削減をはじめとする働き方改革に積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」を愛媛労働局長が訪問し、ホームページなどを通じて取組事例を広く紹介します。

今年度は、お掃除ロボット、急速冷凍機、情報共有アプリなどの導入により作業の効率化を進め、労働時間削減とサービス向上を両立している「株式会社ホテル椿館」（旅館業：松山市）への訪問を予定しています。

訪問日時：令和8年11月19日（木）午前11時から

※訪問当日の取材は前日までに右上の【照会先】までご連絡ください。

※上記企業に対する個別の問い合わせはご遠慮ください。



【(株)ホテル椿館 HPより】

(3) 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して、重点的に監督指導を行います。

(4) 過重労働に関する相談を集中的に受け付けます

① 過重労働相談受付集中期間

11月1日（日）から7日（土）の間、以下の窓口にて、過重労働解消に係る相談及び労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。（集中期間以外も随時受け付けています）

◆愛媛労働局監督課及び県内の労働基準監督署（平日8時30分～17時15分）

◆労働条件相談はっとライン（フリーダイヤル）

0120-811-610 ^{はい！ ろうどう}（平日17時～22時、土日・祝日9時～21時）

② 特別労働相談受付日

11月7日（土）は「特別労働相談受付日」とし、過重労働解消相談ダイヤル（フリーダイヤル）にて、労働基準監督官が相談に対応します。

0120-794-713 ^{なくしましょう 長い残業}（9時～17時）

(5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します【別添リーフレット参照】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

（無料でどなたでも参加できます。）

【専用ホームページ】

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

※参加はこちらから



- 「過労死等」とは・・・
- ① 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
 - ② 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
 - ③ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害